



医 第 2 1 6 9 号
令和 2 年 10 月 8 日

藤沢市福祉健康部長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部長



病床整備に関する事前協議について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、神奈川県保健医療計画推進会議の意見等を踏まえて、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療供給体制の確保に寄与することを目的として、別添の内容により病床整備に関する事前協議を行うこととしましたので御承知おきください。

また、標記のことについて、公益社団法人神奈川県医師会会長、公益社団法人神奈川県歯科医師会会長、公益社団法人神奈川県病院協会会長及び一般社団法人神奈川県精神科病院協会会長に対して周知を依頼したところですが、会員ではない管内の病院、診療所等に対する同趣旨の周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

問合せ先

医療課法人指導グループ 渡邊

電話 (045) 210-1111 内線4869

令和2年度 病床整備に関する事前協議について

病院を開設若しくは増床するとき、または、診療所に病床を設置若しくは増床するときは、開設許可等の申請の前に各保健所設置市及び各保健福祉事務所へ事前協議の申出が必要です。

令和2年度は、次により病床整備に関する事前協議を行いますのでお知らせします。

1 対象とする保健医療圏、病床数及び公募条件

令和2年4月1日現在の療養病床及び一般病床の既存病床数（昨年度までの事前協議承認分等を含む。）が、神奈川県保健医療計画に定めた基準病床数を下回り、かつ、神奈川県保健医療計画推進会議等で必要性が認められた、次の二次保健医療圏及び病床数が対象となります。

なお、公募条件は別紙のとおりです。

二次保健医療圏名	市区町村	病床数
横 浜	横浜市	602

2 申出資格

- ・ 病院の開設または病院の病床数の増加を予定する者
- ・ 診療所の病床の設置または診療所の病床数の増加を予定する者

3 審査の視点

- ・ 関係法令に抵触していないこと
- ・ 神奈川県保健医療計画との整合性があること
- ・ 病院等の開設等の計画に確実性があること

4 申出要件

原則として申出の翌年11月30日までに法に基づく病院等の開設等の許可申請を行うことができる場合に限るものとし、工事を伴う場合においては、次に定める期間内に工事契約の締結を行い、当該工事契約書を知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に提出することができる場合に限るものとする。

- ア 改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から1年以内
- イ 新設（移転再整備を含む）及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通知日から2年以内
- ウ 新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合については、事業計画で予定する期日
- エ 前3号に関わらず、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）と調整した結果、これにより難しいことが認められる場合は、調整のうえ必要と認めた期間

5 申出期限

令和2年11月30日（月）

6 スケジュール

- 令和2年11月30日まで 病院開設等の申出受付
- 令和3年1月～2月 地域医療構想調整会議（地区保健医療福祉推進会議）、
市保健医療協議会等の意見聴取
- 令和3年2月下旬～3月 県保健医療計画推進会議の意見聴取、
県医療審議会への報告
申出者への結果通知

7 事前協議書の様式

別紙様式のとおり

8 問合せ先及び事前協議書提出先

- ・ 別紙のとおり公募条件を設けていますので、あらかじめご確認ください。
- ・ 詳しくは、次の開設予定場所を所管する窓口にお問合せください。

二次保健医療圏名	保健所設置市及び保健福祉事務所
横 浜	横浜市医療局医療政策部医療政策課（横浜市） 電話 045-671-2972

[別紙様式] (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

年 月 日

* 神奈川県知事 殿

住所

開設予定者

氏名

病 院 等 開 設 等 事 前 協 議 書

- 1 病院等の開設等の目的
- 2 名称
- 3 病院等の開設等の場所
- 4 病院等の開設等予定年月日
- 5 病床の種別及び病床数
- 6 診療を行おうとする科目
- 7 医療従事者の概要
- 8 計画敷地周辺の見取図
- 9 計画敷地の面積及び平面図（都市計画区域、用途地域の別等を含む。）
- 10 計画建物の構造概要及び平面図（各室の用途、患者収容定員を示すこと。）
- 11 資金計画等（開設後2年間の事業計画及び収支予算書）
- 12 周辺環境の諸対策
- 13 病床の利用状況

[添付書類]

- ① 開設予定者が、医師又は歯科医師であるときは免許証の写し及び履歴書、その他の者（法人を除く。）であるときは履歴書
- ② 土地又は建物の登記事項証明書
- ③ その他事前協議に要すると認められる書類

* ただし、開設予定場所が横浜市にあつては横浜市長、川崎市にあつては川崎市長、相模原市にあつては相模原市長、横須賀市にあつては横須賀市長、藤沢市にあつては藤沢市長、茅ヶ崎市にあつては茅ヶ崎市長あて

(注) 開設予定者が法人であるときは、「住所」は主たる事務所の所在地、「氏名」は名称及び代表者氏名を各々記載するものとする。

令和2年度病床整備における対象医療圏の公募条件

○横浜二次保健医療圏

1 配分方法

基準病床数の範囲内で、公募により配分します。

2 対象医療機関等

- (1) 横浜市内の既存の医療機関の増床を優先とします。
- (2) 回復期機能または慢性期機能を担うもの（表1）とします。
- (3) パンデミック発生時において、医療崩壊を防ぐため、行政の要請に応じて感染症の入院患者を受け入れる役割を担う病床について、(2)に関わらず、配分を検討します。

表1 回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料等

回復期機能	地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料 回復期リハビリテーション病棟入院料
慢性期機能	療養病棟入院基本料 障害者施設等入院基本料 特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料

3 配分に当たっての考え方

(1) 病床の配分は、以下の視点で総合的に評価して行います。

- ア 地域の医療需要
- イ 地域医療連携への貢献
- ウ 運営計画（人材確保計画、収支計画等）
- エ 整備計画
- オ 感染防止対策の体制 等

(参考) 提出を求める資料等

- ・ 現行の病床利用率、在院日数、入院待ち患者数等のデータ
- ・ 増床部分にかかる人材確保、資金計画、診療報酬などの計画書 等

(2) 病床は、以下の点を要件として、配分します。

ア 原則として、開設等許可後 10 年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。

イ 10 年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

ウ 原則として、医療法に基づく病院等の開設等の許可申請又は、工事契約の締結を行い当該工事契約書の写しの提出を、表 2 の期間内までにできる事業計画であること。

表 2 許可申請又は、工事契約の締結の期間

項目		事項	期間
工事を伴わない場合		医療法に基づく病院等の開設等の許可申請	翌年（令和 3 年）の 11 月 30 日まで
工事を伴う場合	改修等による増床	工事契約を締結し、当該工事契約書の写しを提出	病床配分決定通知日から 1 年以内
	新設（移転再整備を含む） 又は増改築を伴う増床		病床配分決定通知日から 2 年以内
	再開発事業等を伴う新設		事業計画で予定する期日
	上記に依り難い場合		市と調整の上必要と認められた期間